

全員協議会会議録（要旨）

日 時	令和 7 年 6 月 4 日（水） 午前 10 時 00 分～午後 1 時 11 分	
場 所	長久手市役所本庁舎 2 階 委員会室	
出席者	議 員	議 長 山田かずひこ 副議長 ささせ順子 伊藤真規子 大島令子 岡崎つよし おくだけんじ 川合ともゆき 木村さゆり 田崎あきひさ 冨田えいじ なかじま和代 にしだ亮太 野村 弘 水野勝康 山田けんたろう わたなべさつ子
事務局	事務局長 門前 健 議事課長 正林直己 議事係長 村瀬紗綾香	

1 あいさつ 議長

2 議題

(1) 田崎あきひさ議員の議会運営委員会委員辞職に至った経緯

（議長） 5 月 8 日、9 日の 2 日間、令和 7 年第 2 回臨時会を開き、9 日に議会運営委員会の委員を選任した。選任された 8 人の中から、田崎議員が委員長に就任した。この臨時会の際に開いた会派代表者会議で、田崎議員本人から「会派の異動等により各会派の人数に変更があった場合は、議会運営委員会の構成に疑義が生じる可能性がある。その都度、議会運営委員会で協議したい。」というような内容の発言があった。この発言に対し、一人の会派代表者ははっきりと賛同していたが、他の方からは明確な反応がなかったと記憶している。

臨時会の 1 週間後に当たる 5 月 16 日（金）の夕方に、田崎議員から議会事務局へ、会派の解散届が提出された。土日を挟んで 19 日（月）の午前に議会運営委員会が予定されていたが、届出の受理から委員会の開催時間までに、会派の解散を全議員へ周知することについて、議長として承認をする時間がなかった。

そういった状況の中、19 日の委員会では、会派に所属しなくなった田崎議員が、そのまま委員長として議事を進行した。16 日に届出を済ませているのだから、本来なら 19 日の委員会の開会の時点で、会派を解散した旨を自身から委員に向けて発信するべきだったと考える。

これまでずっと、会派の結成や解散等の異動は 5 月の臨時会を迎える前に済

ませて、臨時会の議会人事に臨むということが、本市議会の慣例として行われてきた。期の長い田崎議員ならこのことを知らないわけがないと思う。また、一緒に会派を組んでいたおくだ議員に確認したところ、会派を解散したいという意向は前もって伝えてあったとのことであり、臨時会の前に解散届を提出することもできたはずである。それに、金曜日の夕方に届出をすると、週明けの委員会が始まるまでに周知が間に合わない可能性があることも想定できたと思うので、この点についても疑念を感じる。

5月29日の議会運営委員会で、「密室でされたある一部の議員からの申し入れにより議長が判断した」との意見があったが、誤解がある。5月26日の一般質問の通告書受付の日、事務局が通告内容を確認する間、委員会室で田崎議員を含め何人かの議員が待機しており、その場で田崎議員が、自身の議会運営委員長職に対する考えを話されていたと聞いている。そして、田崎議員以外の議員がその話題を避けるために議員控室に移動すると、田崎議員も移動してきて話を続行したとのことである。しばらくして議員控室にいた議員方から、議長の私も話の中に入るように呼ばれたため、議長室から移動して同席したが、その時点で既に、田崎議員の議会運営委員長職の進退について、議員方からいろいろ意見を言われている状況であった。従って、私があえて計画的に設けたような、密室的な場でなかったことはご理解いただきたい。

議員控室にいた議員方の中には、五つある会派中、三つの会派の代表者と田崎議員本人がいたため、議長として、その場のやり取りはある程度重んじるべきものと認識していた。複数の会派から、田崎議員がこのまま、会派に所属しない議員（以降「無会派議員」とする）の立場で議会運営委員長を続けることは、議会運営上支障があるのではないかという意見があり、また、会派の解散の時期とその手続きの時期の不透明さなど、議会運営委員会を混乱させるような行為が繰り返されたことは看過できないため、最終的には議長として、田崎議員に辞職を検討していただきたいとお伝えしたものである。決してごく一部の会派の恣意的な判断ではなく、議会全体の意思として、正常な議会運営を維持するための苦渋の判断である。

今後は、無会派議員の取扱いや議会運営委員会の構成などについて、より明確なルールの整備が必要であると考えている。

（なかじま議員）

どのような法的根拠を基に判断したかについての説明がないが、法的根拠はないということではいいか。

（議長） 法的根拠はない。

（なかじま議員）

市議会の申合せとも違うということではいいか。

（議長） 申合せ自体に記載はないが、昔から慣例で行ってきたことである。

（なかじま議員）

私が「密室」という表現を使ったのは、田崎議員が自らの意思を公開された場で話す機会がないまま、非公開の場で議長・副議長が辞職を迫ったことに対してである。

問題となっているのは、議会運営委員会に関する申合せの「委員の数は、各会派の所属議員に概ね比例して選出する」という部分である。これは、無会派議員を排除するルールではない。現議長が令和2年に議会運営委員長を務めていたとき、5月8日に会派を解散し、5月12日に芯政クラブを結成するまでの間は無会派議員であったが、その状態で5月8日に委員会を開いている。会議録には、そのことについて諮った記録はなく、今回の件との整合性が取れていない。また、申合せは令和元年5月1日に改正されているが、その後も無会派議員が議会運営委員を務めている。無会派議員が委員を務めたのは令和2年5月8日時点が最も多く4名、12日以降は3名である。これも、今回の運用との整合性が取れていない点である。

私は、議長が密室で辞職を迫ったことが最も大きな問題だと考える。特定の会派の意見ではないという説明であったが、少なくとも私と冨田議員は議長室に行き、会派「香流」としての意見を伝え、前回の議会運営委員会では、会派「ながくて」の山田けんたろう議員も今回の運用の不適切さについて意見を述べられていた。多数決を取ったわけでもなく、どのように議長が決定したのかが明確でない。次回の委員会を迎える前に議長・副議長から辞職を強く求めたという点について、運用が間違っていたと認めるべきである。

(議長) まず、私が議会運営委員長を務めていた令和2年の話については、5月8日の議会運営委員会が終わった後に会派「創政クラブ」を解散し、12日に会派「芯政クラブ」を結成した。

(なかじま議員)

自分は無会派議員ではなかったという趣旨の発言だと思うが、会議録上、令和2年5月8日、13日、14日に議会運営委員会が開かれている。きちんと確認してから慎重に発言された方がよい。

(議長) 令和2年は5月13日から14日まで臨時会が開かれ、委員会の人事は14日に決まった。会派に所属しない期間は確かにあったが、14日の時点では、会派に所属している。

(なかじま議員)

会派を解散した5月8日から、結成した12日までの間は、議会運営委員会は意味を持たない組織だったということか。

(議長) そういう意味ではない。臨時会の前までには会派を結成して、議会人事に臨んだということを言っている。

(大島議員) 私たちは町議会の時代から会派制を取り、議会運営委員会の申合せ事項「委員の数は、各会派の所属議員に概ね比例して選出する」に応じて議会を運営してきた。田崎議員は期の長い先輩議員でありながら、臨時会が終わった後の1

回目の議会運営委員会で、会派を解散しているにも関わらずそれを言わずに委員長として進行した。会派の解散について知ったのは、委員会が終わった後である。

令和元年の改選後、すぐには会派が組めず、18人の議員のうち私も含めて7人ほどが会派に所属しないという状況のときがあった。その後も1～2年くらいは無会派議員が多かったため、暫定的に議会運営委員会のメンバーに入れてもらっていたが、本市議会は会派制を取っているのだから、会派制を維持しながらスムーズな議会運営に取り組むべきということで、会派を組む努力をし、現在の体制に至っている。

「どのような法的根拠を基に判断したのか」と言うが、法的根拠などない。各市議会にはそれぞれ慣例や申合せがあり、本市議会と他市の議会が同じ運用をしているとは限らない。私たちは私たちで運用の仕方を決めて、合意して申合せや先例集になっている。

5月26日の一般質問通告受付の待ち時間の話については、7、8人という大勢の議員が議員控室にいて、田崎議員が自ら「会派を離脱した自分が委員長をやるのは問題ではないか」というようなニュアンスで話の中に入ってきた。密室ではない。

(なかじま議員)

大島議員は大きな記憶違いをしている。確認をした範囲だけでも、平成23年の改選の時期から、会派に所属しない議員もずっと議会運営委員を務めてきている。私が議員になった平成27年の改選後で言えば、例えば川合保生氏や林みすず氏が務めているし、平成31年(令和元年)の改選後には大島議員も7人の無会派議員の代表として委員を務め、令和2年は3人の無会派議員が委員を務めている。私は、申合せの「委員の数は、各会派の所属議員に概ね比例して選出する」という一文について、無会派議員を排除する「無会派議員は委員になる資格がない」という意味合いで理解したことは一度もない。

(大島議員) 林みすず氏は委員外議員として出席していて、議決権はなかったと思う。

申合せの「概ね比例して」の部分は、会派の人数がそれぞれ2人、3人、4人だった場合、3人の会派と4人の会派からは2人ずつ委員を選出することもあるので、厳密に比例した数字にならない場合を想定して「概ね」と言っている。

(なかじま議員)

確認だが、本市議会はいつから会派制を取っているか。

また、林みすず議員は委員外議員だったという発言があったが、実際はどのような立場であったか。

(事務局) 会派制の開始時期については、残っている名簿からしか確認できないが、平成10年5月8日現在の名簿が最も古いものである。

林みすず氏は、平成29年と平成30年は委員外議員ではなく委員を務めた記

録になっている。

（田崎議員）本日の協議会は私の件が議題になっているが、私自身がこの会議で何をすべきかについて、議長から何も説明がない。

会派の結成や解散については年度契約ではないこと、「無会派議員は議会運営委員会の委員になれない」という考えは通用しないことを前提に、今から話をする。5月29日の議会運営委員会で、委員を辞職した私の言葉を公開の場で聞くべきであるという結論を出していただいたことに、感謝する。

それでは、5月28日に発生した「議長による議会運営委員辞職要請の件」について事実関係を明らかにし、全議員、市民の皆様に理解をいただきたいと思います。経緯を含め、大きく5項目ある。

1項目めは、辞職要請の経緯である。5月28日は、翌日の議会運営委員会のための事前打合せが予定されていた。私以外の出席者は、議長、副議長、副委員長と事務局2人であった。その際に、議長から「議会運営委員の資格がない」との理由で辞職願の提出を強く要請された。要請は1時間以上にわたって繰り返され、私は内心、辞職願を書くまで解放されないのだと怖い思いであった。私が辞職願の提出を了承した後も、必ず出すことを念押しされた。その後、提出が遅いことに立腹されていたとも聞いている。

私は議会運営委員会の全委員から委員長に推挙していただいたわけであり、会派の異動に係る対応は、公開の委員会で協議することになっているので、辞職する前に委員会で議論させてほしいと再三お願いしたが、議長からは委員会を迎える前に辞職してほしいと拒絶された。

2項目めは、辞職願の内容についてである。私が提出した辞職願の全文は、次のとおりである。「今般、会派の異動に伴い議長より議会運営委員会委員の資格がないとのご指摘を賜りました。私といたしましては誠に心苦しい限りではございますが、議会運営の円滑化を最優先に考え、止むを得ず苦渋の決断として、全面的に議長のご判断を尊重し、令和7年5月28日付をもって議会運営委員会委員を辞職いたします。なお、会派異動により委員資格を失う根拠につきまして、議会運営委員会でご確認、ご議論いただけますよう、よろしくお願いいたします。」この文面は、議長からの指摘による苦渋の決断であり、私の本意ではなかったこと、法的根拠の議論を求めていることを明確に示している。

3項目めは、法的根拠の不存在である。地方自治法上、無会派議員であることは、議会運営委員を務めることに障害にはならない。今回、議選の監査委員選出の問題でも同様の議論があったのに、私だけ辞職を強要された。申合せには「委員の数は、各会派の所属議員に概ね比例して選出する」とあるだけで、会派に所属しなくなったら即辞職するという取決めは、本市議会にはない。直近の5月9日の会派代表者会議で、会派の異動等による変動が生じた場合はその都度、議会運営委員会で協議するというを確認し、合意した。これこそが直近で確認した申合せであり、私はこの合意に基づき、議会運営委員長とし

て、公開された議会運営委員会の場で議論を進めるべきであったと今も考えており、本来は私にその使命があった。

繰り返すが、無会派議員が議会運営委員を辞職しなければならない法的根拠は存在しない。それにも関わらず議長は、私個人に対してのみ、委員会を迎える前に辞職せよと繰り返し迫った。議長は、他議員の意見を集約したかのように主張されたが、5月29日の議会運営委員会では4人の議員が関与を否定しており、辞職願を提出する前に議長から受けた説明は事実と異なる可能性があることが明らかになった。法的根拠のない辞職を促した他議員とは、誰だったのか。

さらに、5月29日の議会運営委員会では議長から、私が自分の意思で辞職届を提出したとの印象を与えかねない発言があったことも申し添えておく。

4項目めは、問題の本質についてである。3点あると考えている。1点目は「職権の乱用」である。法的根拠のない要求をして正当な権利を侵害し、民主的議論を阻害した。2点目は「ハラスメントの実態」である。長時間にわたる心理的圧迫により、法的義務のないことを強要した。3点目は「議会運営への深刻な影響」である。民主的プロセスを無視しており、議会活動の障害となる。今後も同じような圧力が繰り返されると、市民の声を正しく反映することができない。私は、議会の信用と名誉に関わる問題になってしまったと捉えている。

5項目めは、現時点での私からの要望で、以下3点について速やかな対応を求める。1点目は、法的根拠等の有無の明確化である。議長が辞職を要求する法定根拠はないこと、会派異動等で人数構成に疑義が生じた場合は、その都度議会運営委員会で協議するという合意があること、無会派議員になったら即辞職するという取決めは存在しないことを、市民が納得できるように今後の議会運営委員会で明確にしていきたい。2点目は、名誉の回復である。5月29日の議会運営委員会における議長の発言が、私が自分の意思で辞職願を提出したとの印象を与えることについて、今後の議会運営委員会で再確認し、私が自主的に辞職願を提出した事実はないことを明確にしていきたい。3点目は、再発防止である。今後、若い世代の議員をはじめ、全ての議員が不当な圧力を受けることのないように確認していきたい。

なお現時点で、私は復職を望んではない。今回の対応が無理筋なものであったことを明確にし、今後の再発防止のためになればよい。

私は市民から負託を受けた議員として、正当な権利の行使を求め、民主的な議会運営の実現を願っていたが、志半ばになってしまった。議会全体の合意も正当な理由の説明もなく、委員長職の辞職を一方的に迫られたこと自体、誰がやったということは別として、市民の納得が得られるものではないと考えている。議会制民主主義の根幹を揺るがす重大な逸脱行為であり、何の責任も問われずに済まされるならば、将来にわたって、立場の弱い議員が抑圧される深刻な前例を残すことになりかねない。今回の件を、個人間の感情の問題として済

ませるのではなく、議会の信用、名誉に関わる問題として捉えるべきである。今回の事件を契機として、本市議会がより透明で公正な運営を行い、市民の信頼に応えられる議会となることを心から願っている。

(大島議員) 臨時会の日の会派代表者会議で、田崎議員自身から「会派の異動等があった場合は、その都度、議会運営委員会では対応を協議したい。」という旨の発言があった。これは、その時点で既に、会派「無会派の会」を解散することが分かっていたから、そのような発言をしたのか。

(田崎議員) あらかじめ予定していたことではない。

会派というのは、一定の主義主張を同じくする議員同士で結成するものなので、考え方が離れてしまえば解散することもあるが、年度契約ではないので、必ずしも年度初めに結成や解散等をしなければならないとは私は思わない。今回の件の時系列が、恣意的に組んだものではないかという憶測を持たれるならば、明確に否定しておく。

「仮に会派の異動があったり、それによって無会派議員が出たりしたときは、その都度議会運営委員会では諮る」ということは、臨時会の日の会派代表者会議で合意が取れており、それについては議長も異論はないと思う。

(議長) 確か、会派代表者会議の終わった直後に田崎議員からそのような発言があり、なかじま議員は賛成されたが、他の議員からは明確な回答がなかったと記憶している。

(大島議員) 田崎議員の発言は、その時点で既に、自分自身がそのような立場になることが想定されていたためのものだったのではないかと感じる。当然、年度途中で会派の異動があることもあるが、大体臨時会の前までに済ませるということは、本市議会の慣例としてずっと行ってきた。「法的根拠を明らかに」と言うが、法的な問題ではなく、市議会ごとに決まっている申合せ、慣例、紳士協定などの慣習的なものであり、法的根拠などない。

5月26日、一般質問通告書の受付が終わって帰り際に、私は田崎議員から、会派「翼」に入れてもらえないかという打診を受けた。田崎議員は、会派に所属しないといけないということを理解していたのではないかと。

(田崎議員) 議員控室での話の際に、会派に所属していれば問題ないというようなことを議長から言われたので、大島議員にお願いをしたが、もう会派には所属できないだろうという自覚はあった。

繰り返しになるが、法的根拠がないことの確認を要請する。また、会派の異動により人数に変動が生じた場合は、議会運営委員会では協議するというやり取りがあったことの確認をしていただきたい。そして、無会派議員になったら即辞職するという取決めが存在しないということは、議会運営委員会の中でしっかりと確認していただきたい。

(岡崎議員) 田崎議員は5月16日(金)の夕方に会派解散届を議会事務局に提出したとのことだが、何時頃か。

(事務局) 正確には分からない。

(岡崎議員) 解散届の提出があったことを、議長に連絡したか。

(事務局) していない。

(岡崎議員) 今言っても仕方がないが、重大なことなのになぜ連絡しなかったのか。

また、5月19日(月)午前9時53分という議会運営委員会の開会直前に、会派の異動についての通知がdesknet'sNEO回覧レポートに届いている。なぜこのように遅いタイミングになったのか。

事務局がもっと迅速に動いていれば、このように大きな問題にならなかったのではないか。

(山田(け)議員)

整理すると、5月16日(金)の夕方に解散届が提出され、議長に連絡する時間がなく、週明けの19日(月)を迎えた。月曜日は午前9時45分から、議長・副議長・正副委員長で議会運営委員会の事前打合せがあり、その時に田崎議員から会派解散届が出されていることが分かったが、委員長続投についての懸念は議題に上がらなかった。それで、19日の議会運営委員会は田崎議員がそのまま委員長として進行したということだと思う。懸念事項があるならば、事前打合せの時間をもう少し早めて対応することもできたのではないか。

(事務局(議事係長))

私は16日(金)の午後は不在にしており、19日(月)の朝、机の上に置かれた書類を見て会派解散届の提出があったことを知った。19日の朝、議長はいつもより早めに登庁され、内容は思い出せないが別件の打合せをされていた。私自身は、会派の解散は非常に大事な案件であり、何とか議会運営委員会の開始前に全議員に周知しなければという認識でいたが、議長の別件の打合せがなかなか終わらず、通知発出の承認を得られずにいた。午前9時45分によりやく通常の議会運営委員会の事前打合せに入り、打合せの最後に田崎議員から「16日に会派解散届を提出したが、全議員に周知されているか」との確認があったため、その場で議長に口頭承認を得て、午前9時53分に急いで通知した。

(田崎議員) 私は、会派の解散については全議員に周知されて初めて、自分から発言してよいものと理解しており、まさか委員会開始の7分前というタイミングで周知されているとは思っていなかった。周知されていることを認識していれば、委員会の中で会派の異動に係る対応を諮る段取りは予定していたのだが、確認不足であったことは申し訳ない。

<休憩：午前11時11分>

<再開：午前11時25分>

(議長) もう一度整理すると、これまでの本市議会では、会派の異動等は臨時会の前に済ませて臨むというのが慣例である中で、今回は臨時会が終わった後、16日

に解散届が提出され、19日の議会運営委員会でそれを確認できずに進んでしまった。このような経緯を含め、たくさんの議員から私に電話や相談があった。5月29日の議会運営委員会でも説明したとおり、田崎議員だけではなく、おくだ議員も無会派議員になったわけであり、わたなべ議員を合わせた3人が無会派議員となった。その中で田崎議員だけがそのまま議会運営委員を続け、わたなべ議員は委員外議員の立場であるのはおかしい。3人を対等な状態にしてから、無会派議員を委員に選出するかどうかも含めて判断する必要があると考え、一旦辞職すべきだと伝えた。法的根拠はない。臨時会の時点では会派に所属していたのだから問題ないという意見もあったが、議長として議会全体の混乱を収めるために決断した。

今後どうしていくかについて、意見はあるか。

(おくだ議員)

今までの申合せがどうであれ、その取決め自体に曖昧な部分があったから今回の問題が生じたのだと思うので、これからしっかりと決めていく必要はある。

それとは別に、「辞職」とは役職についている人が、その役職を辞めるときに使う文言なので、議長は田崎議員が一旦は議会運営委員になったことを認めたことになるのではないか。今回の会派の解散に係る件について、申合せ上無効であるなら遡って無効とすべきであって、辞職願を提出させることは論理的に筋が通っていないと思うがどうか。

(議長)

先ほどの意見にもあったように、無会派議員が議会運営委員を務めた時期もある。ただ、同じ立場である3人の無会派議員の対等性をきちんと整理し、無会派議員を委員として認めるかどうか、認めるなら3人のうち誰を委員とするかを話し合う必要があるということである。

(おくだ議員)

会派を解散した瞬間に議会運営委員の資格がなくなるわけではなく、本人が辞職を申し出たときになくなるものという認識でよいのか。

(議長)

強制的に辞職させることができるような法的根拠はないので、辞職をお願いした。

(山田(け)議員)

5月29日の議会運営委員会でも発言したが、委員長は委員会で推挙したわけなので、本来であれば委員会の中で、辞職を認めるかどうかを諮るべきであったのではないか。なかじま議員が「密室」と表現されているのは、5月19日の委員会にはいた委員長が、29日にはいなくなっている。その間に何があったのかが見えてこないというところだと思う。

辞職願の提出があったから全て抹消ではなく、委員選出から委員長選出までの手続きの逆のプロセスが必要だったのではないか。

(なかじま議員)

委員会条例の中で、閉会中に委員を辞職する場合は議長が許可できることに

なっているので、田崎議員が提出した辞職届を議長が受理して許可したということについては、手続き上の問題はない。ただ、臨時会の際の会派代表者会議で、会派の異動があった場合は議会運営委員会で協議するという話があったのは事実であり、私は賛成し、他にもうなずいていた議員がいたと思うが、記録がないのでそれを確認できない。会派代表者会議も、会議体としては問題があると思う。

(おくだ議員)

もう1点、今回の件で内在している問題として、例えば2人会派のうち1人が役職に就いていたが、何らかの事情があって会派を解散することになった場合、1人の意思でもう1人の処遇が決まってしまうことになる。会派というのは両方の意思があって初めて維持できるものだが、会派を組んでいたときに議会を通して決定した役職が片方の意思で覆されてしまうと、その安定性・安全性に欠けるのではないか。書面であれば提出日、議会の決定であれば議決日の状況で考えるべきであり、申合せとか、「従来はこうだった」「自分はこう解釈していた」などで物事を進めることは、組織体としてあってはならないと思う。

(議長) 「会派制」について各議員がどのような認識でいるのか。また、紳士協定や慣例など、これまで明文化していなかった内容について今後どう扱うかについて、意見を聞いていきたい。

(田崎議員) 今回私が要請したことは、議会運営委員会の議題として戻されると思うので、そこで改めて諮っていただければよい。

(なかじま議員)

5月29日の議会運営委員会で「無会派議員は議会運営委員の資格がない」との発言があったのは、委員会当日に欠席であった会派「翼」からの申入れの内容だったと思う。会派「翼」の意見を聞きたい。

(水野議員) 申入れの内容としては、「田崎議員は議会運営委員に選出されるべき根拠を失ったことになるのではないか」ということであり、欠格という意味合いではない。

(大島議員) 一つの事象のみを捉えるのではなく、原因となる出発点があることを踏まえて申入れしたものである。

まず、5月19日の議会運営委員会の事前に田崎議員から電話があり、ささせ副議長の委員外議員としての出席についてどう考えるかと聞かれた。「市議会の申合せ及び先例集」の「議会運営委員会に関する申合せ事項」に、副議長は出席しないと書いてあるからふさわしくないとの話であった。申合せは、慣例や慣習について合意して明文化されたもので、「このように運用してもよい」というのが先例集の位置付けである。5月19日の委員会では、副議長の議会運営委員会への出席についてこれまでの経緯を確認し、最終的にささせ副議長の委員外議員としての出席を認めた。昨年の山田けんたろう副議長をはじめ、これまで歴代の副議長は、議長に何かあったときのためにも議会運営について知

っておかなければならないということからずっと出席してきているが、今回の委員会で田崎議員は、委員長としてあえて相当な時間を使って議論をした。私はこのことから、田崎議員は「市議会の申合せ及び先例集」を熟知しているのだと思った。

そういう経過があった5月19日の議会運営委員会が終わった後、田崎委員長が会派を解散していたことを知った。私は、「市議会の申合せ及び先例集」を熟知している田崎議員だからこそ、まず自分の身の処し方をきちんとすべきだと思い、水野議員とともに会派「翼」として意見をまとめた。申入れの文章は長いが、結論は「私たちは、無会派の会の解散に伴い、田崎あきひさ議員は議会運営委員に選出されるべき根拠を失ったことになるため、議会運営委員となるべきものではなく、その委員長になることもできないものとする」という部分である。

(なかじま議員)

会派「翼」の意見が重用されたのだと強く思う。

「副議長は委員会に出席しない」という文言は「議会運営委員会に関する申合せ事項」に明記されており、会議録では副議長が副議長として出席していたのは平成28年までで、平成29年からは委員外議員として出席している。委員外議員としての出席については申合せには何も書かれていないので、5月19日の委員会では、今後申合せを整理していくということでまとまった。

同じく「議会運営委員会に関する申合せ事項」の「委員の数は、各会派の所属議員に概ね比例して選出する」という文言については、無会派議員を排除するものではなく、今までの運用でも無会派議員が議会運営委員を務めてきたことは事実であるため、会派「翼」の考えは拙速である。

(おくだ議員)

先ほどの水野議員、大島議員の発言から、申入れは会派「翼」としての考えを述べたということであって、議会運営委員会で議論する機会を作らないようにする意図のものではなかったことは確認できた。

ただ、「田崎議員が申合せ及び先例集を熟知していると思った」という点については、文章である以上、その解釈は一定に固定されたものではなく、幅があることを認識してこそ、熟知していることになると思う。やはり、正確な解釈が定まっていない以上、通常の流れを踏んだ方がよかったのではないかと思う。

(なかじま議員)

私は法律の専門家ではないので、知識のある方に整理していただきたいが、申合せの「委員の数は、各会派の所属議員に概ね比例して選出する」という文言が無会派議員を排除するという意味合いで定められている場合、法的に問題はないのか。私は問題があると思う。排除する意味合いで捉えている議員が多くいるようだが、違法ではないという根拠についてきちんと説明をしてほしい。

(議長)

今後、申合せを見直していく中で説明するという事でよい。

(なかじま議員)

今すぐに調べていただきたい。議会運営委員会は議会運営の様々な取決めに
諮る大切な委員会であり、無会派議員を排除する文言かどうかということは、
私は大変重要な問題だと思っているので、やり過ぎさないでいただきたい。

(議長) そもそも、市議会の申合せ自体が無会派議員を排除するという意味合いのもの
ではないし、現状、無会派議員も委員外議員として議会運営委員会への出席
を認めている。

法的根拠については、もう少し時間を持って調べたい。

(大島議員) 私も先期の初めに無会派議員であったとき、申合せの内容があったため、他
の議員方をお願いをして、議会運営委員会の委員に入れていただいた。その後
も年度ごとの節目できちんとお願いをし、議員が寄り合って無会派議員を委員
にすることを決めてきたわけである。本市議会は会派制を取っているので、会
派の異動がある場合は、なるべく議会の人事異動を行う臨時会の前までに済ま
せるということで今までやってきた。申合せという形で明記はされていないが、
田崎議員も十分に承知していることだと思う。

今後どのようにしていくのがよいかは会派に持ち帰って考え、改めて話し合
う機会を設ければよい。

(木村議員) 私は、「委員の数は、各会派の所属議員に概ね比例して選出する」ということ
を踏まえ、田崎議員が会派「無会派の会」の代表として議会運営委員を続ける
のはおかしいので、一旦辞職されるのが筋ではないかという思いを議長に話し
た。

(川合議員) 今回の会議を開くことになった原因は、議長が田崎議員に辞職を迫り、議会
運営委員会で議論しなかったことが始まりだと思うが、議長はこの判断につい
て正しいと認識しているのか。

(議長) 5月9日の臨時会から16日、19日の経緯の積み重ねがあって判断したもの
である。3人の無会派議員を対等な立場にして、再び田崎議員が委員として皆
に認められれば、委員長になることもある。そういう手順を踏むべきである
という意味合いで辞職をお願いした。

(川合議員) 田崎議員がきちんと納得して辞職願を出したと考えてよいのか。

(議長) 最終的には自分の意思で、5月28日の午後3時半頃に提出されたと聞いている
ので、私はそのように解釈している。

(わたなべ議員)

5月28日に議長から電話があり、田崎議員が議会運営委員を辞職されたこと
と、これまでは私が委員外議員として出席していたが、無会派議員が3人にな
ったので誰が出席することになるかは分からないこと、また、会派に所属する
議員の承諾があれば、議決権を持つ「委員」としての選出もあるかもしれない
という話をいただいた。

(伊藤議員) 法的根拠の明確化を要望されていたが、法定根拠はないと思う。地方自治法

上にある規定はほんの少しであり、議会には自律権があるので、「自分たちのことは自分たちで決める、法律がない場合は慣例を重視して進めていく」ということだと思う。

私が無会派議員で議会運営委員を務めたときも、やはり原則としては会派に所属する議員の中から概ね比例して選出するが、無会派議員を排除するわけではないので、全議員の納得が得られれば無会派議員から選出すればよいという理解であった。

今回の件については、原則で考えれば無会派議員の田崎議員は委員ではなくなるのかもしれないが、ただ、一旦は議会運営委員会の中で委員長にふさわしいと決められたわけなので、改めて3人の無会派議員で話し合い、代表として出るという道もあったのではないかな。もう少し、話し合いができればよかったと思う。

(田崎議員) 委員に選任されたのは本会議の場である。会派に所属していることが選出される条件だったのか。議場で認められたのだからそれが選出の条件なのではないのか。

木村議員もご自身の主張をされたが、そもそも「慣例」としている前提がおかしく、自分は今、首が飛んで委員を辞めさせられているのが事実である。伊藤議員からは話し合いができればよかったとの発言があり嬉しいことではあるが、会派の異動があったときは議会運営委員会で話し合うこととされていて、自分も参加主体であったにも関わらず、5月29日の時点では自分は委員から外され、話し合える素地もなかった。

既にお伝えした私の要請については議会運営委員会で粛々と進めていただき、この会議は次の議題に進めていただければよい。

(野村議員) 論点が分からないが、自分が議員になったとき、会派に入った方がよいとの話があった。その理由の一つが、会派に入っていないと基本的には議会運営委員会の委員になれないことだと理解してきた。ただ状況によっては、議会運営委員会の運営が成り立たなくなる場合もあるので、状況に応じて話し合いが持たれ、先例になってきているのだと思う。

私はそれが基本だと考えてきたので、議長の説明のとおり田崎議員は一旦辞職し、会派代表者会議で無会派議員を委員として選出することに決まれば、3人の無会派議員で誰を代表とするか話し合う。わたなべ議員の意向は伺っていないので分からないが、田崎議員が代表となって委員になるなら、一度委員長として認められているので再度委員長に選ばれる可能性は十分にある。議長もそういう流れを想定していたと思う。

申合せの文言については今後整理していけばよいが、明後日には6月定例会が開会し、議会を運営していかななくてはならないので、そのような形で進めるのが最善ではないかと思う。

以上が会派「みらい」としての意見である。

(議長) 田崎議員の委員辞職に至った経緯についての確認はこれで終了とし、1人欠員となった議会運営委員の人事についてどうするかを諮りたい。

私は、議会人事についてはやはり会派代表者会議で協議するのがよいと思っている。

(田崎議員) 臨時会の際の会派代表者会議で「会派の異動があった場合は、その都度議会運営委員会で諮る」と決まったはずである。それをなかったことにするのか。

(議長) あのときの状況としては、なかじま議員ははっきりと賛成されていたが、他の議員は何気なく聞いているような感じであった。全員に挙手してもらって決めたわけでもない。

議会人事については会派代表者会議で協議するのが通例であるので、議会運営委員会とどちらで協議するのがよいか、この場で全議員に諮りたいと思う。

(田崎議員) 臨時会の際の決定は間違っていたということか。

(議長) 同意が得られたという状況ではなかったので、再度諮りたいと言っている。

(木村議員) 後ろに戻っても話は一向に進まない。無会派議員を委員として選出するかどうか、この場で諮ってはどうか。

(大島議員) そもそも5月19日の議会運営委員会の冒頭で、田崎議員自身が会派の解散について言わなかったことが発端である。事務局が周知しようがしまいが、自分自身のことなのだから初めに発信して、委員長としてまず決めなければいけないことがあったのにしなかった。だからこのような問題に発展したのである。

(田崎議員) 先ほど説明したが、議長が受理し、全議員に周知された上で届出の効力が発揮されると思っていた。事務局のせいになっているような表現をされるのは心外である。

(おくだ議員)

大島議員の発言は、本来であれば議会運営委員会で最初に議論すべきだったということだと思うので、それについては同意する。議会運営委員会で協議すればよい。

(議長) この場で諮ってはどうかという意見と、議会運営委員会で協議すればよいという意見があった。

1名の欠員となっている議会運営委員を、欠員のままとするか、会派に所属する議員から選出するか、無会派議員から選出するかについて、この場で諮ることとしてよいか。

(なかじま議員)

臨時会の際の会派代表者会議の決定事項が反故にされているので、会派代表者会議には重きを置けないと考える。市民に開かれた場ではないので、密室の議論だと指摘されても仕方がない。

会派代表者会議は会派の代表だけが出席しているが、議員の公平性の観点から考えると無会派議員も出席できるようにすべきであり、現状は問題があると思う。まずは、会派代表者会議は議事録を残し、記憶によって改ざんされない

ようにしていただきたい。

(水野議員) まずは申合せ等のルールを議会運営委員会で協議して、その後、欠員をどうするかについては慣例どおり会派代表者会議で諮るのがよいと思う。

(議長) どちらの会議がよいか、順番に意見を伺う。

(野村議員) これまでも議会人事については会派代表者会議で決めてきたので、会派代表者会議で諮ればよい。

(伊藤議員) 今までどおり会派代表者会議でよいと思う。

(山田(け)議員)

会派代表者会議は記録がなく、遑って会議の内容を確認できないのが問題だというなかじま議員の指摘については、私も同意見である。

また、会派代表者会議は各会派からの代表1人ずつしか出席しないので、会派の意見として持ち寄った内容を会派間で共有して話し合い、すぐに解散して会派に持ち帰り、意見をまとめてまた集まることの繰り返しである。私は、何かを議論して決定する場としてはふさわしくないと考えている。

全議員で意見を出し合うなら全員協議会の場合でもよいし、議会運営委員会も会派によっては委員として2人が出席しているし、議事録も残り、ライブ配信もされるのでよいと思う。どちらがより良いということは今は判断できない。

(岡崎議員) 全議員の意見を聞かなくても議長が判断すればよいことだとは思いますが、私個人としては、今までどおり会派代表者会議で決めればよいと思う。

(川合議員) 議長が決めればよい。

(大島議員) 欠員の対応は今までどおり会派代表者会議で協議し、その後、ルールについて議会運営委員会できちんと決めていけばよい。

(水野議員) 先ほど発言したとおりである。

(おくだ議員)

ここまで「田崎あきひさ議員の議会運営委員会委員辞職に至った経緯」が議題とされてきたわけだが、田崎議員と議長とで説明が違う以上、それについて何をどこまで話し合うのか、議長の考えをまとめて聞かせていただきたい。

申合せ等のルールの整理については、時間軸をどのように見るかによって全く変わってくる。今回の件も含め、今後の時間軸を長く見て、どう定めるのがトラブルが起らず、すっきりと運営していけるようになるのかを検討してもらえらるなら、どの会議でもよい。

(わたなべ議員)

今まで検討された結果が申合せや先例となっているので、それに沿って行るのがよい。

(田崎議員) 5月9日に「議会運営委員会で諮る」と決めたばかりなので、議会運営委員会で諮るべきである。

(にしだ議員)

田崎議員と同意見である。

(富田議員) 会派代表者会議と議会運営委員会のどちらでもよいが、結局、無会派議員の意見は反映されない。無会派議員を排除するわけではないと言いながら、そういう状況が作られてしまっていることを考えて議論すべきである。会派代表者会議は、結果を振り返ったときに想像や憶測で判断されることがないように議事録が必要である。

(なかじま議員)

会派代表者会議に無会派議員も出席することを前提とし、決定事項が反故にされないように録音して、要点をまとめた議事録を公開することとするならば、会派代表者会議でもよい。この条件がすぐには整わないのであれば、今回は議会運営委員会で対応すべきである。

(木村議員) 会派代表者会議でよい。

(議長) 全議員の意見を伺った。会派代表者会議で諮ることとしてよいか。

(なかじま議員)

本当に会派代表者会議という意見が多かったか、挙手してきちんと数を確認していただきたい。

私は、会派代表者会議については、無会派議員の出席と議事録の公開が前提だと注文した。その注文に応えることなく、会派代表者会議を重要な意思決定の場とするならば、反対である。今までの運用と一緒にしてほしくない。

(議長) 事務局は、会派代表者会議の議事録の作成は可能か。

(事務局長) 物理的には可能であるが、会派代表者会議は議会運営上の何らかの規定で定められた会議ではないので、どのような位置付けで事務局が作成しなければならないのか、しっかりと決めていただく必要があると思う。

(議長) 会派代表者会議には、これまでは事務局1人が同席しているが、議事録を作成するのであればもう1人入ってもらうなど、人力的な問題もある。

(富田議員) 議長判断で事務局に作成させることとすれば済む話である。

(おくだ議員)

多数決でも、全議員の意見を聞いた上で議長が判断するのもよいが、せっかく全員協議会という場を設けているので、議題に沿った結論を出していただきたい。

(議長) 先ほど全議員の意見を伺い、「会派代表者会議」「議会運営委員会」「どちらでもよい」「議長に任せる」等の意見があった。議会運営委員会の欠員対応については会派代表者会議で諮ることとし、その議事録の作成は私から事務局に依頼しておく。

(2) 市議会運営上の課題（今後のルール整備に向けた全議員の認識統一）

ア 会派制の位置づけ

(議長) (1)での議論と重複する点もあるが、会派制に対する考え方を伺う。

(木村議員) 議会運営の効率化と政策形成の明確化を図る手段の一つとして、一定の役割

を果たしていると思う。

(なかじま議員)

位置づけについては、議会基本条例に規定されているとおりに思っている。

(富田議員) なかじま議員と同意見である。

(にしだ議員)

私も同意見である。

(田崎議員) 今回のような問題が起こるのであれば、会派は不要と考える。条例も含めて見直してほしい。

(おくだ議員)

会派制については特に意見はない。

(野村議員) 政策などに対する理念を共にする議員の集まりであり、メリットはあると考える。

(伊藤議員) 全議員で意見をまとめようとする大変だが、会派ごとにすると整理しやすい。無会派議員の意見も含め、他議員の意見を少しずつ取り入れやすくなると思う。会派制には一定の利点があると思う。

(山田(け)議員)

会派制は必要だと思うが、位置づけというより取扱いに論点を置くべきである。例えば、2人会派が解散して1人になった場合の対応などの議論をしたい。

(岡崎議員) 議会運営の効率化が図れるので、会派制は必要である。

(川合議員) 会派制をきちんと運用していくことが重要である。

(大島議員) 議会基本条例上の規定どおり、政策などに対する理念を共有する議員で結成し、現在に至っている。そのとおりでよい。

(水野議員) 合意形成を図る際、全員を集めて話し合うのはなかなか難しいので、会派単位で意見をまとめた上ですり合わせをするということは、合理性のある方法だと思う。

(議長) 会派制は今後も必要であるという方向で進めることとする。

イ 慣例や紳士協定の明文化の適否

(議長) 慣例や紳士協定の明文化が必要かどうか、意見を伺う。

(野村議員) 明文化といっても、全てを文章・文言でカバーすることはできない。基本的なルールは明文化し、状況に応じて対応を話し合うということによりよい。

(伊藤議員) 明文化できるものはすればよいと思うが、全ては無理である。全てをカバーしようとするなら「明文化されていないことや変更点などは、その都度全員の承認を得る」というような文言でしか規定できないと思う。

(山田(け)議員)

今回問題になったことは、ある程度の明文化が必要だと思う。様々な場合を想定しての明文化までは必要ない。

(岡崎議員) 課題が出てきたときには、しっかりと明文化した方がよい。

(川合議員) 明記しすぎたら、議長の腕の見せどころがなくなる。

(大島議員) 全てはカバーできないと思うが、なるべく努力して明文化できるものはしていきたい。

(水野議員) 紳士協定というのは解釈がかなり曖昧で、今回はその解釈をめぐって様々な意見が出てきた。ある程度の明文化はすべきだと思うが、当然、全てを明文化することはできないし、明文化しても解釈の仕方のすり合わせというプロセスは絶対に必要になる。解釈集のようなものを新たに作成するとか、例えば弁護士等に打診できるようにすることなども含めて検討するとよい。

(おくだ議員)

明文化できるものはして、その都度話し合うというプロセスもしっかりと決めておくことが大事である。

(わたなべ議員)

同意見である。

(田崎議員) 明文化するにしても、「できる」規定なのか「できない」規定なのかで考え方も変わってくる。例えば、「議会運営委員会に無党派議員は入れない」「無党派議員になったら即辞職」などということはどこにも明記されていないのに、「こういう解釈だ」という論調が多数を占めたらそれが正しいこととされてしまったわけで、それを解決できていない。

慣例至上主義のような現状は非常に問題で、慣例から脱却できない議会は市民から見放されると思っている。

(にしだ議員)

明文化できることとできないことがあると思うが、今回の件は明文化できると思う。性善説と性悪説があるが、私は、人間は「できない」と書いていないことは絶対にやるものだと思っている。明文化してガッチリと固めるべきだと思う。

(富田議員) 慣例自体が悪いものとは思わない。ただ、今までは機能してきたが機能しなくなったことについては、対策を話し合う必要がある。その話し合いは、開かれた場で行われなければならない。

(なかじま議員)

申合せは実務を統一する上では必要なものだと思う。ただ、議選監査委員の件や今回の「無党派議員は議会運営委員になれない」という解釈など、法律を越える内容が明文化されることは、間違いだと思う。紳士協定といわれる部分との兼ね合いが難しく、時間をかけて話し合っても無駄になることが多いように感じる。

(木村議員) 明文化できることは明文化し、できないことはその都度話し合いで決めていけばよいと思う。

(議長) いただいた意見を踏まえ、変えるべきところは変え、解釈を統一して明記することと合わせ、議会運営委員会で協議していきたい。

ウ 「開かれた議会」と情報公開の範囲

(議長) 今回の件でも「開かれた議会」はキーワードになっており、議会基本条例でも確かに「市民に開かれた議会の実現を図る」と規定している。議会の主な活動は議案審議だと思うが、議会人事もあれば、雑談の中で何かが生まれることもあるかもしれない。

「開かれた議会」の実現のために、何をどこまで公開していくのかについて、意見を伺う。

(野村議員) 市民が必要とする情報は公開すべきだと思うが、全てを公開する必要はないと思っている。その線引きが難しいと思う。

(伊藤議員) 市民が議会の情報を求めるときには、自分の生活に関わる部分について、より良い施策を進めてほしいという視点で見るのだと思うので、その範囲内での公開がよい。話し合いに時間がかかるような案件については、全てを公開していくのではなく、話し合いをするメンバー内で留めるのが望ましい。

(山田(け)議員)

議員といえども人と人であり、どのような話し合いの経過があって決まってくるのかは重要なので公開していくべきだと思う。ただその内容が、市民のための議論をしている場であればよいが、今回のように議会内部の、正直に言って恥ずかしいようなものまで公開していくのはどうかと思う。公開するにあたっては、それなりの準備と覚悟をもって臨まなければならない。

(岡崎議員) 情報公開の推進、住民参加の促進、議会機能の強化など、既に十分に行っている。「開かれた議会」というのは言葉としては良く聞こえるが、正直なところ見せたくない部分もあり、そこまで公開する必要はないと思っている。現状どおりで十分である。

(川合議員) 同意見である。現状、十分にできていると思う。

(大島議員) 以前に比べて、議会の様々なことが見える化されてきていると思う。5月29日の議会運営委員会は、私は諸事情により欠席せざるを得なかったが、ライブ中継があったため、スマートフォンで協議の状況を見ることができ、「開かれた議会」を実体験した。

情報公開の範囲について、見直すべき点があるかどうかは私には分からない。ただ、議事録がない会議については、今後は事務局が作成するようにしていただくことで、安心して発言できるようになると思う。

(水野議員) 他の市議会に比べ、本市議会は外部の方が情報にアクセスしやすく、情報公開は相当程度できていると思う。

問題は、個別の打診や話し合いをどこまで公開するのかという点だが、例えば先日の臨時会では、副議長の人事について事前の話し合いで意見がまとまらず、本会議で選挙(投票)を行った。委員の人事については、慣例で、事前の話し合いでまとめたものを本会議で議長が指名推薦する形を取っているが、法

的には先日の副議長選挙のように本会議で投票することも可能である。個別の打診や話し合いで意見がまとまらなかった場合に、その後の審議についての公開が担保されていれば、個別の打診や話し合いまで公開する必要はないと思う。

(おくだ議員)

水野議員と同意見である。私たちは市民から選んでいただいた代表でもあるので、必要以上に全てを公開しなければならないということはない。

記録を残したいという意見があった場合には、その都度しっかりと話し合っ
て対応していくのがよい。

(わたなべ議員)

記録は残していただきたい。情報の公開は、本市議会は十分できていると思
うので、今までどおりでよい。

(田崎議員) ライブ配信等は積極的に進めることとし、秘密であるべきと合意が得られた
場合は公開しないという方法もある。

今回の件について「恥ずかしい」という認識があるなら、なおさらつまびら
かにすべきである。「会派に所属しなければ議員ではない」と考えている議員
がどれだけいるのかもまだ分からないし、なぜ私は辞職をしなければならな
かったのか、これが正しかったのかということは、公開すべき内容だと思う。

(にしだ議員)

現状の情報公開で十分である。

(富田議員) 後に問題が起こらないようにするためにも、記録に残すことは大事である。

ライブ配信は本会議と委員会だけなので、今日の会議は配信されていないとの
ことだが、できるとよかった。

(なかじま議員)

現状、委員会についてはライブ配信だけでアーカイブ配信はない。市民は会
議が開かれている時間に視聴できるとは限らないので、費用のかからない
YouTube での配信について議題に上がったことがあるが、そのときは時期尚早
とのことで実現していない。ライブ配信を数年間行ってきたが、特段大きな問
題はないので、ライブ配信に加えてアーカイブ配信も進めてほしい。

本日の会議は、私自身はライブ配信されるものだと思っていたが、協議会は
対象となっていなかった。協議会もライブ配信の対象にすべきと考える。

また、会議規則第 116 条「協議または調整を行うための場」として、全員協
議会と広報広聴協議会が規定されており、事務局に会議録を作成させなければ
ならないことも規定されている。会派代表者会議について、申合せには記載が
あるのに、会議規則に規定されていないことは問題である。規定すれば、必然
的に会議録も事務局が作成することになる。会議規則への追加は、大きな手続
きは必要なく議会運営委員会でできると思うので、お願いしたい。

(事務局) 会議規則を改正する際は、本会議での議決が必要である。

(木村議員) 長く議員を務めているが、本当に大きく開かれてきており、現状で十分だと

思う。

(議長) いただいた意見を参考に、議会運営委員会で話し合っていきたい。

(議長) 以上で全員協議会を終了する。